

研究科教授会規則第9条第2項の規定に基づく、研究科教授会から代議委員会への委任及び付託事項

平成17年 4月 1日 制定  
 平成19年 2月16日 改定  
 平成23年 9月 2日 改正  
 平成27年 4月 1日 改正

研究科教授会の審議事項	代議委員会に付託する事項	代議委員会に委任する事項
(1) 研究科に関する規則・細則の制定、改正及び廃止に関する事	・規則・細則の制定、改正及び廃止の原案策定に関する事	
(2) 研究科長及び副研究科長の選考に関する事		・研究科長選考の実施計画及び研究科長候補適任者の決定に関する事。 ・副研究科長候補者の選考に関する事。
(3) 専任教員及び研究科教員の選考に関する事	・専任教員及び研究科教員の選考に関する事。	
(4) 研究科教授会委員（第2条第5号の委員）の選定に関する事	・研究科教授会委員（第2条第5号の委員）の選定に関する事。	
(5) 指導教員及び指導補助教員の選定に関する事		・学生の指導教員及び指導補助教員（助教）の選定及び変更に関する事。
(6) 予算に関する事	・予算配分基本方針及び概算要求の原案策定に関する事	・予算配分基本方針に基づく、予算配分に関する事
(7) 研究指導等の基本に関する事	・研究指導等の基本方針の原案策定に関する事。	
(8) 入学者の選考に関する事	・学生募集要項の原案策定に関する事。	・入学試験実施計画の策定に関する事。
(9) 教育に関する事		(9) 教育に関する事。
(10) 学生の身分に関する事		・学生の休学・復学・退学（懲戒による退学、停学及び訓告を含む。）に関する事。
(11) 修了の認定並びに学位の授与及び取消しに関する事		・学位論文受理の可否及び学位論文審査委員会委員の選定に関する事。
(12) その他研究科の運営に関する重要事項に関する事	・その他研究科教授会から付託された研究科の運営に関する事。	・その他研究科教授会から委任された研究科の運営に関する事

※ 委任事項については、代議委員会の審議結果をもって承認されたものとする。